

見積依頼公告

下記のとおりオープンカウンタ方式による見積徴取を行います。

記

1. 見積書提出の方法
本件は「紙」による見積書の提出により実施するものとする。
2. 見積徴取を行う事項
 - (1) 業務名称
平成29年度津市城山二丁目地内国有地測量等業務
 - (2) 業務場所
三重県津市城山二丁目97番3
 - (3) 業務概要
境界確定測量及び登記事務
 - (4) 業務期間
契約締結日 から 平成30年2月28日 まで
 - (5) 証明書等の受領期限
平成29年11月22日（水曜日） 17時00分まで
 - (6) 見積書提出期限
平成29年11月27日（月曜日） 17時00分まで
（なお、郵送による見積書等の提出は不可とする。）
 - (7) 見積合せの日時
平成29年11月28日（火曜日） 10時00分
（見積合せへの立会いは不要とする。）
3. 見積書の提出に必要な資格に関する事項
 - (1) 平成29・30年度財務省東海地区競争参加資格審査において、業種区分
『土地家屋調査』 の **A, B又はC等級**
に格付けされ、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第3条に定める業務を履行できる土地家屋調査士（個人事務所）、土地家屋調査士法人又は公共嘱託登記土地家屋調査士協会であり、責任を持って業務を完了することができる者。
 - (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
 - (4) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（分任支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
 - (5) 当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に違反し、又は業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
 - (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
4. 契約条項等を示す場所
問い合わせ先：
東海財務局 津財務事務所 管財課
〒514-8560 津市桜橋2丁目129
電話 059-225-7225
受付場所：
東海財務局 津財務事務所 管財課
見積書の提出を希望する者は、上記2.（5）までに受付場所に「等級決定通知書」又は「登録通知書」の写しを提出し、本件に係る仕様書を受領しなければならない。
また、上記2.（6）までに受付場所に見積書及び「指名停止等に関する申出書」及び「確約書」を提出すること。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時00分から17時00分まで。
5. 契約保証金
免除する。
6. 見積の無効
本公告に示した見積書提出に必要な資格のない者が行った見積は無効とする。
7. 見積書の記載金額
契約相手方の決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって契約金額とするので、見積書提出者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず見積もった価格の108分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
8. 契約相手方の決定方法
予算決算及び会計令第99条の5の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約相手方とする。
9. 契約書等の作成
契約の締結に当たっては、請書を徴取するものとする。
10. その他
競争参加資格の確認を受けていない者については、上記2.（5）までに認定を受けなければならない。

以上公告する。

平成29年11月7日

分任支出負担行為担当官
東海財務局津財務事務所長 黒田 浩 二